

平成十年法律第二十五号

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律

第一章

第一条 この法律は、情報化社会に対応し、国税の納税義務の適正な履行を確保しつつ納税者等の国税関係帳簿書類の保存に係る負担を軽減する等のため、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等について、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他の国税に関する法律の特例を定めるものとする。

第二章

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。一 国税 国税通則法(昭和三十七年法律第十六号)第二条第一号(定義)に規定する国税をいう。

二 国税関係帳簿書類

国税関係帳簿(国税に関する法律の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十六条第十一項(保税工場等において保税作業をする場合等の内国消費税の特例)に規定する帳簿を除く。)をいう。以下同じ。)

三 電磁的記録

電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式(第六号において「電磁的方式」という)で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)

四 保存義務者

国税に関する法律の規定により国税関係帳簿書類の保存をしなければならないこととされている者をいう。

五 納税地等

保存義務者が、国税関係帳簿書類に係る国税の納税者(国税通則法第二条第五号に規定する納税者をいう。以下この号において同じ。)である場合には当該国税の納税地をいい、国税関係帳簿書類に係る国税の納税者でない場合には当該国税関係帳簿書類に係る対応業務(国税に関する法律の規定により業務に関して、国税関係帳簿書類の保存をしなければならないこととされている場合に

おける当該業務をいう。)を行う事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地をいう。

六 電子取引

取引情報(取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。以下同じ。)の授受を電磁的方式により行う取引をいう。

七 電子計算機出力マイクロフィルム

電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。

第三条 国税関係帳簿書類の備付け又は保存及び

国税関係書類以外の書類の保存については、他の国税に関する法律に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

第四条 保存義務者は、国税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、納税地等の所轄税務署長(財務省令で定めるところ)は、納税地等の所轄税務署長。以下「所轄税務署長等」という。)の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該承認を受けた国税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 保存義務者は、国税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、所轄税務署長等の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該承認を受けた国税関係書類の保存に代えることができる。

3 前項に規定するもののほか、保存義務者は、国税関係書類(財務省令で定めるものを除く。)の全部又は一部について、当該国税関係書類に記載されている事項を財務省令で定める装置により電磁的記録に記録する場合であつて、所轄税務署長等の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該承認を受けた国税関係書類の保存に代えることができる。

第五条 保存義務者は、国税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を

して電子計算機を使用して作成する場合であつて、所轄税務署長等の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及びマイクロフィルムによる保存をもつて当該承認を受けた国税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 保存義務者は、国税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、所轄税務署長等の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該承認を受けた国税関係書類の保存に代えることができる。

3 前条第一項又は第二項の承認を受けている保存義務者は、財務省令で定めるところにおいて、当該承認を受けている国税関係帳簿書類の全部又は一部について所轄税務署長等の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該承認を受けた国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

第六条 保存義務者は、第四條第一項の承認を受けようとする場合には、当該承認を受けようとする国税関係帳簿の備付けを開始する日(当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第五項第一号において同じ。)の三月前の日までに、当該国税関係帳簿の種類、当該国税関係帳簿の作成に使用する電子計算機及びプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるとして組み合わされたものをいう。次項において同じ。)の概要その他財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、これを所轄税務署長等に提出しなければならない。ただし、新たに業務を開始した個人又は新たに設立された法人(法人税法第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。次項において同じ。)が、当該承認を受けようとする場合において、当該承認を受けようとする国税関係帳簿の全部又は一部が、

その業務の開始の日から同日以後五月を経過する日までの間又はその設立の日から同日以後六月を経過する日までの間に備付けを開始する国税関係帳簿であるときは、その業務の開始の日以後二月を経過する日までに、当該申請書を所轄税務署長等に提出することができる。

2 保存義務者は、第四條第二項又は第三項の承認を受けようとする場合には、当該承認を受けようとする国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該国税関係書類の保存に代える日(当該国税関係書類が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する日。第五項第二号において同じ。)の三月前の日までに、当該国税関係書類の種類、同条第二項の承認を受けようとする場合にあっては当該国税関係書類の作成に使用する電子計算機及びプログラムの概要、同条第三項の承認を受けようとする場合にあっては当該国税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置の概要、その他財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、これを所轄税務署長等に提出しなければならない。ただし、新たに業務を開始した個人又は新たに設立された法人が、同条第二項又は第三項の承認を受けようとする場合において、当該承認を受けようとする国税関係書類の全部又は一部が、その業務の開始の日から同日以後五月を経過する日までの間又はその設立の日から同日以後六月を経過する日までの間に当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該国税関係書類の保存に代えるものであるときは、その設立の日以後二月を経過する日までに、当該申請書を所轄税務署長等に提出することができる。

3 所轄税務署長等は、第一項又は前項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に係る国税関係帳簿書類の全部又は一部につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その該当する事実がある国税関係帳簿書類について、その申請を却下することができる。

一 次条第一項の規定による届出書が提出され、又は第八条第二項の規定による通知を受けた国税関係帳簿書類であつて、当該届出書が提出され、又は当該通知を受けた日以後一年以内にその申請書が提出されたこと。

第六條

保存義務者は、第四條第一項の承認を受けようとする場合には、当該承認を受けようとする国税関係帳簿の備付けを開始する日(当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第五項第一号において同じ。)の三月前の日までに、当該国税関係帳簿の種類、当該国税関係帳簿の作成に使用する電子計算機及びプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるとして組み合わされたものをいう。次項において同じ。)の概要その他財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、これを所轄税務署長等に提出しなければならない。ただし、新たに業務を開始した個人又は新たに設立された法人(法人税法第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。次項において同じ。)が、当該承認を受けようとする場合において、当該承認を受けようとする国税関係帳簿の全部又は一部が、

その業務の開始の日から同日以後五月を経過する日までの間又はその設立の日から同日以後六月を経過する日までの間に備付けを開始する国税関係帳簿であるときは、その業務の開始の日以後二月を経過する日までに、当該申請書を所轄税務署長等に提出することができる。

2 保存義務者は、第四條第二項又は第三項の承認を受けようとする場合には、当該承認を受けようとする国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該国税関係書類の保存に代える日(当該国税関係書類が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する日。第五項第二号において同じ。)の三月前の日までに、当該国税関係書類の種類、同条第二項の承認を受けようとする場合にあっては当該国税関係書類の作成に使用する電子計算機及びプログラムの概要、同条第三項の承認を受けようとする場合にあっては当該国税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置の概要、その他財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、これを所轄税務署長等に提出しなければならない。ただし、新たに業務を開始した個人又は新たに設立された法人が、同条第二項又は第三項の承認を受けようとする場合において、当該承認を受けようとする国税関係書類の全部又は一部が、その業務の開始の日から同日以後五月を経過する日までの間又はその設立の日から同日以後六月を経過する日までの間に当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該国税関係書類の保存に代えるものであるときは、その設立の日以後二月を経過する日までに、当該申請書を所轄税務署長等に提出することができる。

3 所轄税務署長等は、第一項又は前項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に係る国税関係帳簿書類の全部又は一部につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その該当する事実がある国税関係帳簿書類について、その申請を却下することができる。

一 次条第一項の規定による届出書が提出され、又は第八条第二項の規定による通知を受けた国税関係帳簿書類であつて、当該届出書が提出され、又は当該通知を受けた日以後一年以内にその申請書が提出されたこと。

一 所得税法第四十五條第一号（青色申告の承認申請の却下）（同法第六十六條（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「帳簿書類」とあるのは、「帳簿書類」又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四條各項（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五條各項（国税関係帳簿書類の電子計算機出力ファイルによる保存等）若しくは第十條（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）のいずれか」とする。

二 所得税法第五十條第一号（青色申告の承認の取消し）（同法第六十六條において準用する場合を含む。）及び法人税法第二百二十三條第一号（青色申告の承認申請の却下）（同法第四十六條第一号（青色申告）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、所得税法第五十條第一号第一号及び法人税法第二百二十三條第一号中「帳簿書類」とあるのは、「帳簿書類」又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四條各項（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五條各項（国税関係帳簿書類の電子計算機出力ファイルによる保存等）若しくは第十條（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）のいずれか」とする。

三 法人税法第四條の三第二号第三号ロ（連結納税の承認の申請）の規定の適用については、同号ロ中「一次条第一号」とあるのは、「一次条第一号又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四條各項（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五條各項（国税関係帳簿書類の電子計算機出力ファイルによる保存等）若しくは第十條（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）のいずれか」とする。

四 法人税法第四條の五第一号第一号（連結納税の承認の取消し等）及び第二百二十七條第一号第一号（青色申告の承認の取消し）（同法第四十六條第一号において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四條の五第一号第一号及び第二百二十七條第一号

第一号中「前条第一号」とあるのは、「前条第一号又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四條各項（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五條各項（国税関係帳簿書類の電子計算機出力ファイルによる保存等）若しくは第十條（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）のいずれか」とする。

附則（施行期日）
1 この法律は、平成十年七月一日から施行する。（経過措置）

2 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から一年を経過する日までの間における第六條第一号、第二号及び第五項第三号（これらの規定を第九條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第六條第一号及び第二号中「三月前」とあるのは「五月前」と、「六月」とあるのは「八月」と、同条第五項第三号中「三月」とあるのは「五月」とする。

3 第十條の規定は、施行日以後に行う取引情報の授受について適用する。

附則（平成一二年二月二日法律第一六〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第十三百五条、第十三百六条、第十三百二十四条第二号、第十三百二十六条第二号及び第十三百四十四条の規定 公布の日

附則（平成一二年五月三十一日法律第九七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。（処分等の効力）
第六十四條 この法律（附則第一条ただし書の規定にあっては、当該規定）の施行前に改正前の規

定にあっては、当該規定）の施行前に改正前の規

それぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）
第六十五條 この法律（附則第一条ただし書の規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第六十七條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一四年七月三日法律第七九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十四年八月一日から施行する。

附則（平成一四年二月一日法律第一五二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第四條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第五條 前三條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年三月三十一日法律第一四四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 四 略
五 次に掲げる規定 信託業法（平成十六年法律第五十四号）の施行の日
イ 略
ロ 第二条中法人税法の目次の改正規定、同法第二條第三十一号の四から第三十四号ま

で及び第四十一号の改正規定、同法第四條の改正規定、同法第十條の二の改正規定、同法第十條の次に一條を加える改正規定、同法第十五條の三の改正規定、同法第二十三條の改正規定、同法第八十二條の十七の改正規定、同法第九十三條第二号第二号の改正規定、同法第三十八條の改正規定、同法第四十五條の五の改正規定、同法第三編第三章第二節中第四百四十五條の四を第四百四十五條の十一とする改正規定、同章第一節中第四百四十五條の三を第四百四十五條の十とし、第四百四十五條の二を第四百四十五條の九とする改正規定、同編第二章の次に一章を加える改正規定、同法第四百四十六條の改正規定、同法第四百四十七條の改正規定、同法第四百四十八條の二の改正規定、同法第四百四十九條の改正規定、同法第六十條の改正規定、同法第六十二條の改正規定並びに同法附則第二十條の改正規定並びに附則第六十條の規定

（その他の経過措置の政令への委任）
第八十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年一月二日法律第一五〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第三條 この法律の施行の日から一年を経過する日までの間における第十一條の規定による改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第六條第二号及び第五項第三号の規定（同法第四條第三項の承認に係る部分に限る。）の適用については、同法第六條第二号中「三月前」とあるのは「五月前」と、同項ただし書中「六月」とあるのは「八月」と、同法第五項第三号中「三月」とあるのは「五月」とする。

（罰則に関する経過措置）
第四條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一七年三月三十一日法律第二一号）抄

で及び第四十一号の改正規定、同法第四條の改正規定、同法第十條の二の改正規定、同法第十條の次に一條を加える改正規定、同法第十五條の三の改正規定、同法第二十三條の改正規定、同法第八十二條の十七の改正規定、同法第九十三條第二号第二号の改正規定、同法第三十八條の改正規定、同法第四十五條の五の改正規定、同法第三編第三章第二節中第四百四十五條の四を第四百四十五條の十一とする改正規定、同章第一節中第四百四十五條の三を第四百四十五條の十とし、第四百四十五條の二を第四百四十五條の九とする改正規定、同編第二章の次に一章を加える改正規定、同法第四百四十六條の改正規定、同法第四百四十七條の改正規定、同法第四百四十八條の二の改正規定、同法第四百四十九條の改正規定、同法第六十條の改正規定、同法第六十二條の改正規定並びに同法附則第二十條の改正規定並びに附則第六十條の規定

（その他の経過措置の政令への委任）
第八十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年一月二日法律第一五〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第三條 この法律の施行の日から一年を経過する日までの間における第十一條の規定による改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第六條第二号及び第五項第三号の規定（同法第四條第三項の承認に係る部分に限る。）の適用については、同法第六條第二号中「三月前」とあるのは「五月前」と、同項ただし書中「六月」とあるのは「八月」と、同法第五項第三号中「三月」とあるのは「五月」とする。

（罰則に関する経過措置）
第四條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一七年三月三十一日法律第二一号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第六十条 第七条の規定による改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第十一條第三項の規定は、施行日以後に行う電子取引の取引情報(同法第十条に規定する電子取引の取引情報を用い、施行日前に行った電子取引の取引情報については、なお従前の例による。)

(その他の経過措置の政令への委任)
第八十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一九年三月三〇日法律第六号)抄
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 六 略
七 次に掲げる規定 信託法(平成十八年法律第八号)の施行の日

イ 略
ロ 第二条中法人税法の目次の改正規定(「第六十一条」を「第六十条の三」)に、

「第一目 有価証券の譲渡損益及び時価評価損益(第六十一条の二)第六十一条の四」を「第一目 短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益(第六十一条)第一目 二 有価証券の譲渡損益及び時価評価損益(第六十一条の二)第六十一条の四」に改める部分を除く。、同法第二十六条の改正規定、同法第二十八号の改正規定、同法第二十九号の二の改正規定、同法第三十号の三、第三十一号の四及び第三十二号とする改正規定、同法第三十

三号及び第三十四号の改正規定、同法第四十号の改正規定、同法第四十一号の改正規定、同法第四二条(見出しを含む。)の改正規定、同法第一編第二章の二の次に一章を加える改正規定、同法第七条の二を削る改正規定、同法第八条の改正規定、同法第十条の二を削る改正規定、同法第十三条の二とする改正規定、同法第十二条の改正規定、同法第十五条の三を削る改正規定、同法第十七条の次に一章を加える改正規定、同法第十八条第一項の改正規定、同法第二編の編名の改正規定、同法第二十三条第一項の改正規定(「受益証券」を「受益権」に改める部分を除く。)、同法第三十七條第六項の改正規定、同法第三十八條第二項第一号の改正規定、同法第三十九條第二項の改正規定、同法第五十四條第一項の改正規定、同法第六十一条の二第二項を加える改正規定(同法第十四項とする部分を除く。)、同法第一章第一節中第八款を第十款とし、第七款の次に二款を加える改正規定(第八款に係る部分を除く。)、同法第六十六条に一項を加える改正規定、同法第七十二条の改正規定(同法第三項に係る部分を除く。)、同法第八十一条の三第一項の改正規定、同法第八十一条の二に一項を加える改正規定、同編第一章の三を削る改正規定、同法第九十一条の改正規定、同法第二百一十一條の改正規定、同法第二百一十二條第三項及び第四項を削る改正規定、同法第二百二十三條の改正規定、同法第二百一十四條の改正規定、同法第二百一十五條第二項及び第三項を削る改正規定、同法第二百一十六條の改正規定、同法第二百一十七條の改正規定、同法第二百一十八條第二項を削る改正規定、同法第二百三十四條の三及び第二百三十四條の四を削る改正規定、同法第三編の編名の改正規定、同法第三百三十八條第五号ロの改正規定、同法第四百一十二條の改正規定、同法第四百一十三條に一項を加える改正規定、同編第二章の二を削る改正規定、同編第三章第一節中第四百一十五條の九を第四百一十五條の二とし、第四百一十五條の十を第四百一十五條の三とする改正規定、同章第二節中第四百一十五條の十一を第四百一十五條の

四とする改正規定、同法第四百一十五條の十二の改正規定、同章第三節中同条を第四百一十五條の五とする改正規定、同法第四百四十六條第一項の改正規定、同法第四百四十七條の改正規定、同法第四百四十八條に一項を加える改正規定、同法第四百四十八條の二を削る改正規定、同法第四百四十九條に一項を加える改正規定、同条の次に一章を加える改正規定、同法第五百一十一條の改正規定、同法第五百一十二條の改正規定、同法第五百一十九條第一項の改正規定、同法第六十条の改正規定、同法第六十一条の改正規定、同法第六十二条第一項の改正規定、同法附則第九十九條の次に一章を加える改正規定並びに同法附則第二十条第二項の改正規定並びに附則第三十四條、第四十八條、第三百三十五條、第三百三十六條及び第四百一十一條の規定並びに附則第五百一十四條中株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)附則第八十九條の改正規定

(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第三百三十六條 附則第三十四條第一項の規定によるなお従前の例によることとされる特定信託についての前条の規定による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第十一條第三項第五号の規定の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第三百五十七條 この法律(附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第三百五十八條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成三一年三月二九日法律第六号)抄
第一条 この法律は、平成三一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 一から三まで 略
四 第十四条中電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第六條第一項ただし書及び第二項ただし書の改正規定並びに附則第八十六條の規定 平成三十一年九月三十日

(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第八十六條 第十四条の規定による改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第六條第一項ただし書及び第二項ただし書の規定は、平成三十一年九月三十日以後に提出する同条第一項又は第二項の申請書について適用し、同日前に提出した第十四条の規定による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第六條第一項又は第二項の申請書については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第一百六條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和元年五月三一日法律第一六号)抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。